

令和3年8月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
臨時会会議録

令和3年8月4日 開会

令和3年8月4日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和3年8月4日（水曜日）午後3時開議

- 日程第1 議席の指定（新議員）
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議会運営委員の選任
- 日程第6 同意第3号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件
- 日程第7 提案理由の概要説明
- 日程第8 議案第9号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件
- 日程第9 議案第10号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第10 議案第11号 東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 日程第11 議案第12号 令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番 岩谷政良
3番 播磨博一
5番 吉田清孝

2番 菅原隆文
4番 藤原明
6番 柏原久寿

8番	湊 貴 信	9番	西 村 武
10番	金 谷 道 男	11番	黒 澤 芳 彦
12番	佐 藤 元	13番	黒 沢 龍 己
14番	小笠原 憲 昭	15番	伊 藤 敏 夫
16番	佐々木 文 明	17番	田 川 政 幸
18番	森 田 新一郎	19番	渡 邊 彦兵衛
20番	畠 山 菊 夫	21番	齋 藤 多 聞
22番	高 橋 浩 人	23番	松 田 知 己
24番	阿 部 養 助	25番	佐々木 謙 吉

欠席議員（なし）

地方自治法第121条による出席者

広域連合長	穂 積 志	副広域連合長	鈴 木 雄 大
事務局長	伊 藤 健	事務局次長 兼会計管理者	佐々木 浩 幸
総務課長 兼会計室長	根 陽 逸	業務課長	芹 田 英 一

議会担当職員出席者

議会書記	石 田 正 人	議会書記	佐々木 励 二
------	---------	------	---------

午後3時 開 会

○議長（佐藤 元） ただいまの出席議員は24名です。定足数に達していますので、これか

ら令和3年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

議事に先立ちまして、令和3年2月定例会後の議員の異動について、ご報告申し上げます。

4市1町の議会において、広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選された議員をご紹介します。選挙実施年月日順にお名前を申し上げますので、自席にて、ご起立くださるようお願いいたします。

五城目町長の渡邊彦兵衛議員。

湯沢市議会議長の柏原久寿議員。

由利本荘市長の湊貴信議員。

大館市議会議長の藤原明議員。

男鹿市議会議長の吉田清孝議員。

以上、5名の方が広域連合議会議員として当選されました。よろしくようお願いいたします。

日程第1 議席の指定

○議長（佐藤 元） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、藤原明議員は4番、吉田清孝議員は5番、柏原久寿議員は6番、湊貴信議員は8番、渡邊彦兵衛議員は19番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 元） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、菅原隆文議員、高橋浩人議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（佐藤 元） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議

ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（佐藤 元） 日程第4、諸般の報告を行います。
報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第5 議会運営委員の選任

○議長（佐藤 元） 日程第5、議会運営委員の選任を行います。
議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第6条の規定により議長が議会に諮って指名することとされております。

お諮りいたします。湊貴信議員を、議会運営委員に指名することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、湊議員を議会運営委員に選任することに決定いたしました。

日程第6 同意第3号 秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件

○議長（佐藤 元） 日程第6、同意第3号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について同意を求める件を議題といたします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 同意第3号秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任に

ついて同意を求める件についてご説明申し上げます。

空席となっている秋田県後期高齢者医療広域連合副広域連合長について、鈴木雄大氏を選任いたしたく、秋田県後期高齢者医療広域連合規約第12条第4項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（佐藤 元） お諮りいたします。本案は、人事に関することですので、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。同意第3号は、同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は同意することに決定しました。

ここで、鈴木副広域連合長の出席を求めます。

暫時休憩します。

【午後3時6分 休憩 ・ 午後3時6分 開議】

○議長（佐藤 元） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木副広域連合長から発言の申し出がありましたので発言を許します。鈴木副広域連合長。

【鈴木雄大副広域連合長 登壇】

○副広域連合長（鈴木雄大） ただいま副広域連合長に選任されました潟上市長の鈴木雄大でございます。就任に当たり一言ご挨拶申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、団塊の世代の加入を見据え、全世代対応型の社会保障制度の構築という考え方の下、一定所得以上の方の窓口負担割合を2割に引き上げる医療制度改革関連法が、さきの通常国会で成立いたしました。

被保険者を取り巻く環境が変化をする中、引き続き安心して適切な医療を受けることができるよう、関係市町村と緊密に連携しながら、健全かつ安定した制度の運営に努めてまいり所存でございます。

議員の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、副広域連合長就任に当たっての挨拶させていただきます。よろしくお願いたします。

日程第7 提案理由の概要説明

○議長（佐藤 元） 日程第7、提案理由の概要説明を行います。

議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から議案第12号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 去る5月に4期目となる広域連合長に就任いたしました秋田市長の穂積志でございます。広域連合議会が開催されるに当たり、この場をお借りしまして、一言就任の挨拶を申し上げます。

本広域連合は、平成20年度の発足から13年が経過し、これまで後期高齢者に対する適切な医療の給付を行い、高齢者の福祉を支えてまいりました。今後も、安定的な運営が維持されるためには、構成市町村の理解と協力が何より肝要であります。議員の皆様方におかれましては、引き続き格段のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和3年8月広域連合議会臨時会の開会に当たり、提出議案について概要を説明申し上げ、審議をお願いいたします。

説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症により、社会経済はもとより、後期高齢者医療も大きな影響を受けた1年でありました。本県の感染者数は全国最低レベルでしたが、感染への不安による受診抑制などにより、療養給付費の支出や健診の受診率は大きく低下いたしました。今年度も感染拡大の波を繰り返している状況ですが、昨年とは異なり、各市町村のご努力により、ワクチンの接種が高齢者から順次、そして急速に進められております。変異株の蔓延やワクチンの提供遅れといった不安要素もありますが、ワクチンの接種が効果を発揮し、感染症が収束へ向かう年となることを期待するものであります。

次に、来年度後半から始まる窓口の2割負担についてであります。先般国会で、一定以上の所得を有する後期高齢者の窓口負担を2割とすることなどを内容とする全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が成立しました。2割負担が始まる施行日はまだ決まっておりませんが、今後、関係市町村と協力しながら、周知、広報などを行い、円滑に移行できるよう努めてまいります。

さて、今議会には、条例案1件、単行案2件、予算案1件を提案いたしております。

初めに、議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件についてであります。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改

正に伴い、規定を整備するため改正しようとするものであります。

次に、議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症により主たる生計維持者の収入が著しく減少した被保険者等に係る保険料の減免について、令和3年度も継続実施するため所要の改正を行うものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第11号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件についてであります。

これは、東日本大震災により被災した被保険者に係る令和3年度の保険料の減免措置について、東京電力福島第一原子力発電所事故による避難者等を対象に継続実施するため所要の改正を行ったものであり、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、地方自治法の規定により議会の承認を求めようとするものであります。

次に、議案第12号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、令和2年度の保険給付額確定により、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けた後期高齢者交付金の超過収入分を精算する必要があることから補正を行うものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億4,941万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,469億4,363万円とするものであります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

日程第 8 議案第 9 号 秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から

日程第 11 議案第 12 号 令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで

○議長（佐藤 元） 日程第8、議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から日程第11、議案第12号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、以上4件を一括議題としたいと思います。このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件から日程第11、議案第12号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件まで、以上4件を一括して議題とします。

これより議案第9号から議案第12号までに対する質疑を行います。通告がございませんので、以上で質疑を終了します。

これより議案第9号から議案第12号までに対する討論を行います。通告がございませんので、以上で討論を終了します。

これより順次採決します。

議案第9号秋田県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第10号は、承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は承認されました。

次に、議案第11号東日本大震災による被災者に対する秋田県後期高齢者医療保険料の減免に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第11号は、承認することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は承認されました。

次に、議案第12号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第12号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議された事件は、全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（佐藤 元） 広域連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切にご決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。

本日はご苦勞さまでございました。

閉 会

○議長（佐藤 元） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本臨時会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで、令和3年8月秋田県後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。

午後3時20分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員